

船舶事故調査報告書

平成28年4月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成27年7月24日 05時30分ごろ
発生場所	高知県仁淀川河口付近 <small>きたやま</small> 北山四等三角点から真方位116° 1,070m付近 （概位 北緯33° 29.0′ 東経133° 27.7′）
事故の概要	プレジャーボート（船名なし）は、北西進中、転覆した。 プレジャーボート（船名なし）は、船長が死亡し、船外機に濡損等を生じた。
事故調査の経過	平成27年7月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート（船名なし）、なし なし、個人所有 約5.1m×約1.3m×約0.3m、木 ガソリン機関、3.7kW、不詳
乗組員等に関する情報	船長 男性 69歳 二級小型船舶操縦士（湖川小出力限定） 免許登録日 平成27年6月26日 免許証交付日 平成27年6月26日 （平成32年6月25日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船外機に濡損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 1、視界 良好 水象：流速 約10km/h、波高 約20cm～30cm 日出時刻：05時12分
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人（以下「同乗者」という。）1人を乗せ、平成27年7月24日04時30分ごろ、延縄によるうなぎ釣りの目的で、仁淀川河口から約3km上流の川岸を出発し、前日の夕刻に仕掛けた延縄の設置水域に向かった。 船長は、仁淀川大橋の下流で、3か所の水域に分けて設置していた延縄のうち川下から順に延縄を揚げ、2か所目の設置水域で延縄4本

	<p>を揚げたのち、中州と川岸の間に設置していた延縄を、中州側から揚縄する予定で、同水域の上流約500mの所にある中州に向けて発進した。</p> <p>本船は、川の中央にある中州に行くため、流れの速い水域を横切るため、同乗者が、船首で前方を向き、動揺に備えて腰を落として前かがみの姿勢となり、両手を一段高くなった船首の板の上に置き、船長が、右舷船尾で、高さ約35cmの箱の上に腰を掛け、左手で船外機のスロットルレバーを持ち、右舷船首から川の流れを受けて北西進した。</p> <p>同乗者は、発進して約10m進んだ頃、前方の中州を見ていたところ、流れの速い水域に入り、激しく縦揺れしたため、船首の板をつかんで姿勢を低くしたが、左舷側に傾斜して船内に水が流入し、05時30分ごろ船長が落水したのと同時に本船が左舷側に転覆し、川に投げ出された。</p> <p>同乗者は、本船と一緒に流され、転覆した本船の船底にはい上がり、携帯電話で119番通報し、船底に腹ばいとなって救助を待っていたところ、約1.8km流され、流れが穏やかで水深が浅くなった水域に至って泳いで岸にたどり着いた。</p> <p>本船は、救助艇により、岸までえい航された。</p> <p>船長は、26日17時00分ごろ、本事故発生場所の約2.5km下流で発見され、溺死と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 船底 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、船底が平らで、キールがない和船型ボートで、2人が乗船して延縄に使用する石を約30kg搭載した状態で、乾舷が約10～20cmであった。</p> <p>本事故発生場所は、川が下流に向かって右側に湾曲し、川幅が狭まって下流に向かう強い流れが生じていた。</p> <p>仁淀川は、上流に大渡ダムがあって7月に入り、降雨により放流量が増し、本事故発生場所の上流約1.7kmにある中島水位観測所の7月24日の水位が、7月1日と比較して約90cm上昇し、本事故発生水域の流速が速かった。</p> <p>船長は、5年ほど前に本船を譲り受け、毎年4月から9月の間、趣味として仕事の合間に、主に仁淀川大橋の上流で、うなぎ釣りを1人で行っていたが、平成27年6月に小型船舶操縦士の免許を取得後、本船に船外機を取り付け、釣果が上がる仁淀川大橋の下流で延縄を始めるようになり、同乗者と2人でうなぎ釣りをを行うのは、本事故時が今年になって2回目のことであった。</p> <p>同乗者は、本事故後、いつもより水位が上昇して流れが速くなっていたので、本船が、同水域を避け、下流に向けて航行し、流れの穏や</p>

	<p>かな水域に至ってから中州に向かっておけばよかったと思った。</p> <p>船長及び同乗者は、釣りの邪魔になると思い、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本船は、船外機を取り付けて運航していたが、小型船舶の検査を受けていなかった。</p> <p>同乗者は、防水型の携帯電話を所持していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、仁淀川河口付近において、乾舷が約10～20cmの状況下、中州に向かう際、流れが速い水域を横断しようとしたことから、左舷側に傾斜して船内に水が流入し、左舷側に転覆したことにより発生したものと考えられる。</p> <p>本船は、流れが速い水域を横断しようとしたことから、転覆したものと考えられるが、左舷側に傾斜して船内に水が流入した状況については、船長が死亡したことから、明らかにすることはできなかった。</p> <p>本船は、船舶検査を受けていなかったことから、航行の用に供してはならなかった。</p> <p>船長の死因は、溺死であった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、仁淀川河口付近において、乾舷が約10～20cmの状況下、中州に向かう際、流れが速い水域を横断しようとしたため、左舷側に傾斜して船内に水が流入し、左舷側に転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乾舷が小さい和船型のボートは、川の流れが速い水域を避けて航行することが望ましい。 ・ 船舶検査を受けていない船舶は、航行の用に供してはならない。 ・ 乗船者は、救命胴衣等の着用に努めること。 ・ 緊急時に救助要請ができるよう、防水型の携帯電話を身に付けておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図



※国土地理院Webサイトの地理院地図使用

写真1 本船



写真2 船底

